

## 南房総市建設工事中間前金払に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第2項の規定に基づき、中間前金払に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(中間前金払対象工事と経費の範囲)

第2条 中間前金払の対象となる工事は、公共工事の前金払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項に規定する公共工事（以下「工事」という。）で、1件の請負代金額が100万円以上の工事とし、次に掲げるものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(中間前金払の割合)

第3条 中間前金払の割合は、請負代金額の10分の2以内（債務負担行為に係る契約にあたっては、各年度ごとの出来高予定額の10分の2以内）とする。ただし、中間前金払と前金払の合計額は、請負代金額の10分の6を超えてはならない。

(中間前金払の端数整理)

第4条 中間前金払は、1万円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(認定の方法)

第5条 中間前金払の認定については、次の各号に掲げる方法によるものとする。

- (1) 請負者から、中間前金払に係る「中間前金払認定請求書」（別記第1号様式）と併せて、認定資料として「工事履行報告書」（別記第2号様式）及び工程表を提出させるものとする。
- (2) 発注者は、請負者から中間前金払認定請求書の提出があったときは、工事履行報告書等により第2条に定める要件を満たすものであるかどうか確認を行い、当該確認の結果、要件を具備していると認めるときは、中間前金払認定書（別記第3号様式）を請負者に交付するものとする。

(3) 中間前金払の認定は、当該請求を受けた日から概ね7日以内に認定結果を通知するものとする。

(中間前金払の請求)

第6条 前条第2号の規程により中間前金払認定書の交付を受けた請負者が中間前金払の支払の請求を行う場合は、請求書に中間前金払に関する保証証明書を添付させるものとする。

(中間前金払と部分払の選択)

第7条 中間前金払の対象となる工事の契約にあたっては、中間前金払と部分払のいずれかを選択させることとし、あらかじめ「入札条件」(別記第4号様式)等において明示するとともに、落札後、「中間前金払と部分払の選択に係る届出書」(別記第5号様式)を契約の相手方から提出させる方法により確認するものとし、その選択については、その後において変更することはできないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、施行の日以後に行われた入札公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約から適用し、同日前に行われた入札公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、適用しない。

別記第 1 号様式

中間前金払認定請求書	
工事名	
施工場所	
工期	
契約金額	
<p>上記の工事について、中間前金払に係る認定を請求します。</p> <p>平成      年      月      日</p> <p>南房総市長 殿</p> <p>請負者</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p style="text-align: right;">Ⓔ</p>	

第2号様式

## 工 事 履 行 報 告 書

工事名			
工期			
日付			
月 別	予定工程 (%) ( ) は工程変更 後	実施工程 (%)	備 考
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
記事欄			

第 号  
年 月 日

### 中間前金払認定書

工事名	
施工場所	
工 期	
契約金額	
請負者名	
摘 要	
<p>上記の工事について、中間前払いすることができる要件を具備していることを認定します。</p> <p style="text-align: right;">南房総市長 <span style="float: right;">⑩</span></p>	

本認定書は、2部作成し、1部は請負者に返送し、1部は発注者が保管する。

## 第4号様式

### 入 札 条 件

#### 1 中間前金払と部分払の選択について

(1) 請負代金額が100万円以上の工事(債務負担行為に係る契約にあつては、いずれかの会計年度の出来高予定額が100万円以上の工事)については、中間前金払を請求できるので、この場合は、中間前金払と部分払のいずれかを選択するものとする。

なお、この選択については、落札決定後に届け出るものとし、その後において変更することができない。

(2) 債務負担行為に係る契約にあつては、いずれかの会計年度において出来高予定額が100万円以上であることにより、契約締結にあたり中間前金払を請求する旨の届出を行っている工事であっても、当該基準を満たさない会計年度については、中間前金払は行わないものとする。

#### 2 中間前金払の請求

(1) 中間前金払に係る認定の請求は、当該契約に係る工期の2分の1(債務負担行為に係る契約にあつては、当該会計年度の工事実施期間の2分の1)を経過し、かつ、工程表により工期の2分の1(債務負担行為に係る契約にあつては、当該会計年度の工事実施期間の2分の1)を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われ、既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1(債務負担行為に係る契約にあつては、当該会計年度の出来高予定額の2分の1)以上の額に相当するものである場合に行うものとする。

(2) 契約締結にあたり、部分払を請求する旨の届出を行っている場合には、中間前払金の支払を請求することはできない。

#### 3 部分払の請求

契約締結にあたり、中間前金払を請求する旨の届出を行っている場合には、部分払(債務負担行為に係る契約にあつては、各会計年度末における部分払を除く。)を請求することはできない。

第5号様式

中間前金払と部分払の選択に係る届出書

年 月 日

南房総市長 様

請負者 住 所  
氏 名 印

下記に掲げる工事については、(中間前金払・部分払)を選択したいので、届出します。

記

1 工 事 名 \_\_\_\_\_

2 施 工 場 所 \_\_\_\_\_

3 請負代金額 \_\_\_\_\_ 円

4 工 期 \_\_\_\_\_ 年 月 日から \_\_\_\_\_ 年 月 日まで

(注) 特定建設工事共同企業体にあつては、構成員のすべてが記名押印のこと。